

第5回神戸市市民福祉調査委員会 計画策定・検証会議ワーキンググループ

日時：令和2年7月27日（月）
午後1時30分～3時30分
場所：神戸市役所1号館8階
福祉局大会議室

議 事 次 第

1. 開 会 [13 : 30～13 : 35]
2. 議 題
 - (1) 生活困窮者自立支援事業について [13 : 35～14 : 15]
説明者：神戸市福祉局くらし支援課 はやし 林
 - (2) 社会貢献支援事業について [14 : 15～14 : 45]
説明者：神戸市企画調整局つなぐラボ うおやま 魚山
 - (3) 次期“こうべ”の市民福祉総合計画について [14 : 45～15 : 25]
説明者：神戸市福祉局政策課 みやた 宮田
3. 閉 会 [15 : 25～15 : 30]

資 料

- 資料1 神戸市における生活困窮者自立支援の取り組み
- 資料2 社会貢献支援事業について
- 資料3 “こうべ”の市民福祉総合計画2025 骨子（案）
- 資料4 “こうべ”の市民福祉総合計画2025 概要版（案）
- 参考資料 第4回計画策定・検証会議ワーキンググループ議事要旨

委員名簿・スケジュール（裏面）⇒

委員名簿 (50音順・敬称略)

	岸田 耕二	社会福祉法人すいせい 理事長
	竹内 友章	東海大学健康学部 助教
	富永 貴之	市民委員 (神戸市ネットモニター)
[座長]	西垣 千春	神戸学院大学総合リハビリテーション学部 教授
	松浦 綾子	市民委員 (神戸市ネットモニター)
	吉岡 洋子	大阪大学大学院人間科学研究科 特任准教授

(事務局) 福祉局政策課

策定スケジュール

	本会	計画策定・ 検証会議	ワーキング グループ	内 容
2/6			第1回	・WGの内容・進め方や次期計画策定に向けて意見出し
3/6			第2回	・市民アンケート結果報告・分析 ・基本理念・基本方策(案)意見出し
5/25			第3回	・児童福祉施策・認知症「神戸モデル」事業効果等 ・骨子(基本理念・基本方策・検証評価方法)意見出し
6/12		第1回		・ワーキンググループ進捗報告・意見聴取 ・“こうべ”の市民福祉総合計画2020総合評価
6/22			第4回	・高齢福祉/介護保険施策・障がい福祉施策 ・骨子(基本理念・基本方策・検証評価方法)意見出し
7/27			第5回	・生活困窮者自立支援事業・社会貢献支援事業 ・骨子(基本理念・基本方策・検証評価方法)意見出し
8/31		第2回		・計画(素案)意見聴取 ・社会福祉法改正を受けた神戸市地域福祉計画の方針について
9~10月				・計画(素案)作成作業
11/6	第1回			・計画(素案)意見聴取
11月末				・常任委員会報告
12月				・パブリックコメント実施
1月		※第3回	第6回	・意見を受けた修正作業 ※開催が難しければ書面等
2月	第2回			・計画策定
2~3月				・常任委員会報告・プレス
R3~				・広報(冊子作成、配布等)

※新型コロナウイルス感染症の状況により変更の可能性あり

神戸市における生活困窮者自立支援の取り組み

福祉局くらし支援課

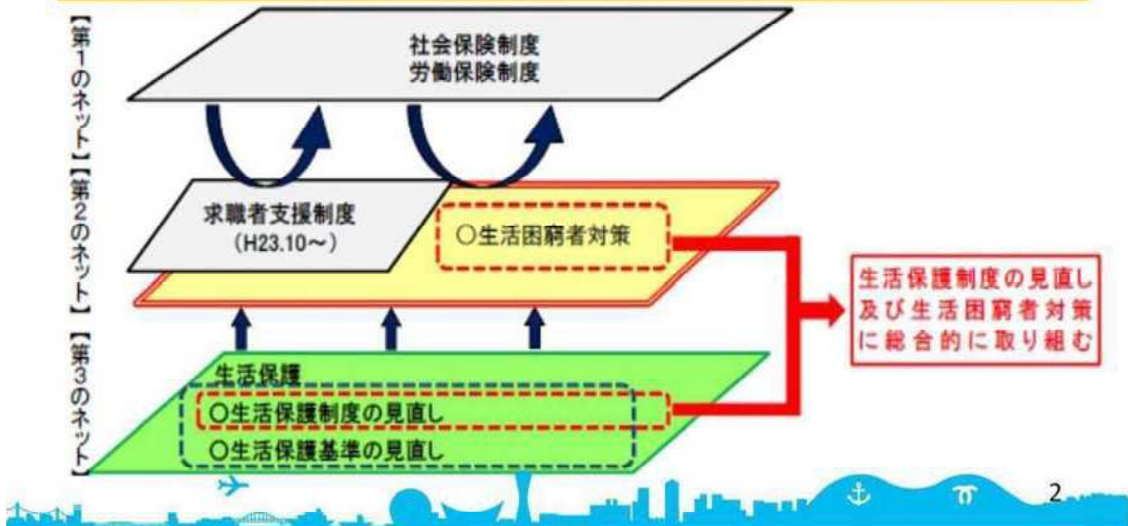
生活困窮者自立支援法

生活困窮者に対する支援を「早期に」「包括的に」実施することで、経済的・日常生活・社会生活における自立を支援できるよう新しい支援制度が創設されました。

厚生労働省 生活困窮者支援制度全国担当者会議資料より抜粋

生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像

生活保護制度の見直し及び生活困窮者対策に総合的に取り組むとともに、生活保護基準の見直しを行う。



生活困窮者自立支援法

○生活困窮者自立支援法（抜粋）※平成27年4月1日施行、平成30年10月1日改正

（目的）

・生活困窮者自立相談支援の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、**生活困窮者の自立の促進を図る**

（基本理念）

- ・生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない
- ・福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う**関係機関等との緊密な連携**その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない

（定義）

・生活困窮者とは、**就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者**

（利用勧奨等）

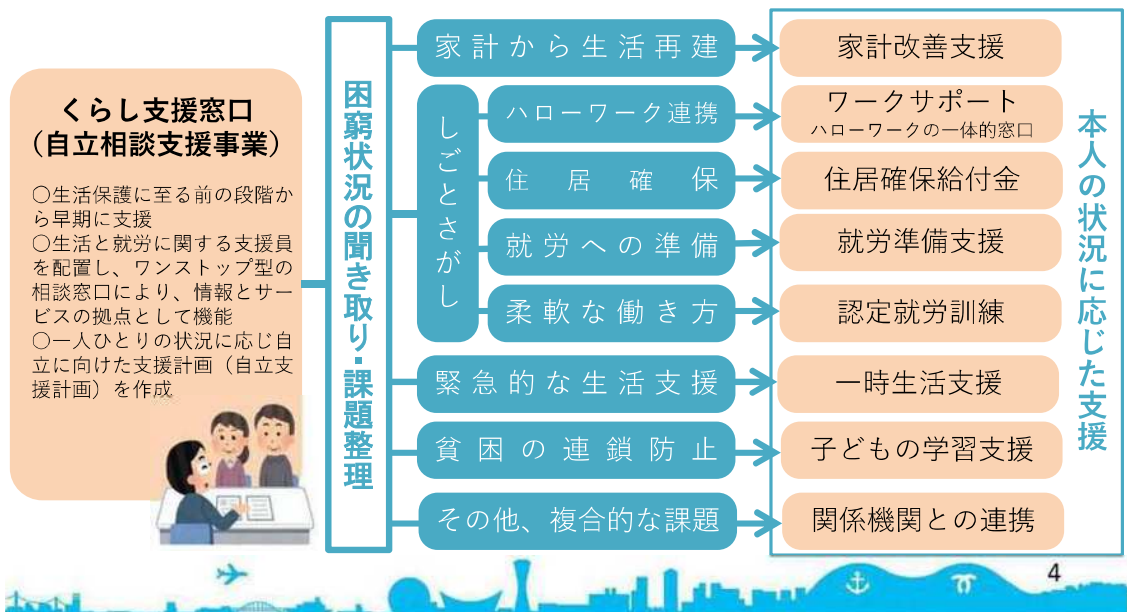
- ・福祉、就労、教育、税務、住宅その他のその所掌事務に関する業務の遂行に当たって、生活困窮者を把握したときは、**この法律に基づく事業の利用及び給付金の受給の勧奨**その他適切な措置を講ずるように努めるものとする



神戸市の取り組み①

神戸市では、生活困窮者自立支援法の支援を受けるための最初の窓口として、**10区役所・1支所内に「くらし支援窓口」を設置しています。**

各区の「くらし支援窓口」において、専任の支援員が一人ひとりの状況をお聞きし、様々な情報やサービスを提供するなど、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。



神戸市の取り組み②

家計改善支援

生活費のやりくりや借金の返済など家計の心配のある方の支援を行います。

就労支援

早期の就職を目指す方に、ハローワークと連携して就職支援を行います。

住居確保給付金

離職した方に、求職活動期間の家賃（上限あり）を支給する支援を行います。

就労準備支援

長期間、未就労の方などに、就労体験等の就労に向けた準備を支援します。

一時生活支援

会社の寮の退所など様々な理由で住む所が無くなった方の支援を行います。

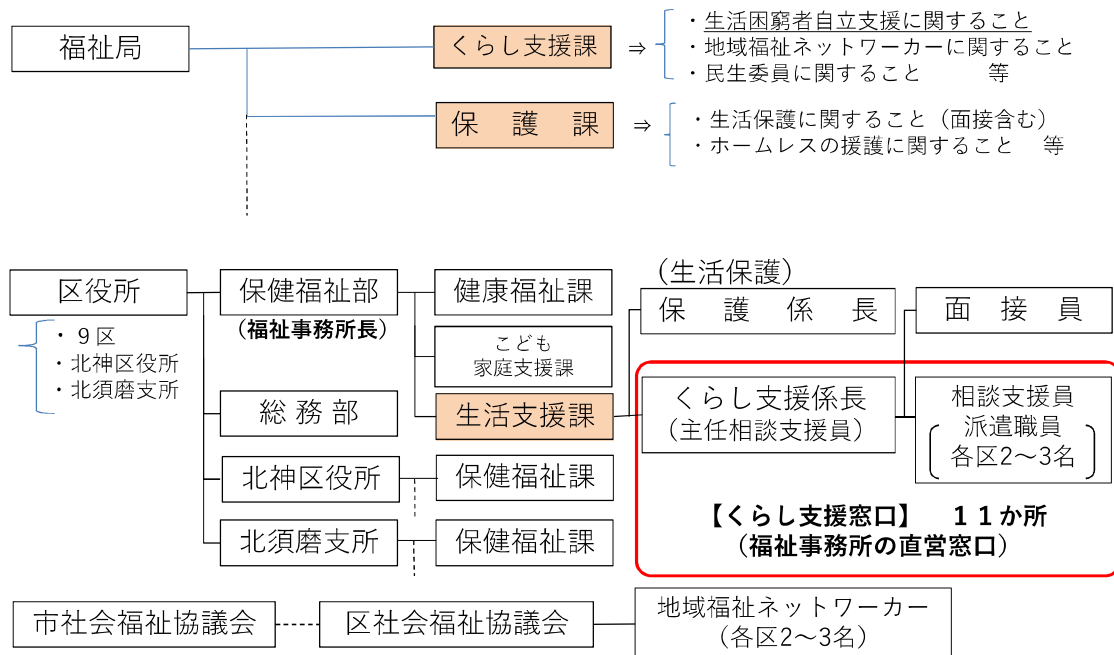
子どもの学習支援

経済的困窮のため学習環境が整っていない家庭の子どもの支援を行います。



5

神戸市の取り組み③（実施体制①）



6

神戸市の取り組み③（実施体制②）

- 自立相談支援窓口（くらし支援窓口）を、市民に身近な区役所内に設置し、福祉事務所が直営することにより、各窓口や関係機関と円滑に連携
- 区社会福祉協議会の地域福祉ネットワークを拡充配置して、「くらし支援窓口」のアウトリーチ機能を充実
- ハローワークとの一体窓口や障害福祉窓口等と連携した「しごとの総合相談」の実施
- 任意事業及び自立相談支援事業の一部を、NPO法人・社会福祉法人等に委託し、生活困窮者の多様な状況に応じた相談支援を提供

- 市内11か所（生活支援課内）に「くらし支援窓口」を設置
- くらし支援係長：各1名（計11名）
- 相談支援員兼就労支援員（派遣）：各2～3名（計25名）
- 地域福祉ネットワークをすべての区に複数配置（計20名）
- 平成28年度から、全ての任意事業を実施



神戸市の取り組み③（実施体制③）

■区役所生活支援課内に窓口を設置するねらい

- 市民に身近な各区役所に設置し、各課窓口や関係機関との円滑な連携を図ることにより、生活困窮者の早期支援を実施する。
- 生活保護と生活困窮者自立支援との重層的な相談支援を実施する。

■くらし支援係長を配置するねらい

- 市職員が自立相談支援のスーパーバイズすることにより、相談支援の充実・強化を図る。
- 市職員により生活困窮者支援のノウハウの蓄積を図る。



神戸市の取り組み③（実施体制④）

職 種	主な役割
くらし支援係長 (主任相談支援員)	<ul style="list-style-type: none"> ○相談業務全般のマネジメント ○相談支援員の指導・育成（スーパーバイズ） ○困難ケースや高度な相談支援への同席 ○任意事業受託事業所との連絡調整 ○社会資源・関係機関の開拓・連携 ○支援調整会議の開催 等
相談支援員兼 就労支援員	<ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者への相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ インテーク～アセスメント～支援プランの作成 ・ 社会資源の活用を含む包括的な支援の実施 ・ 相談記録の管理や訪問支援など ○生活困窮者への就労支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ ハローワークや事業所等との個別支援の連携 ・ 能力開発・職業訓練・就職支援など ・ 住居確保給付金に係る就労支援を含む 等

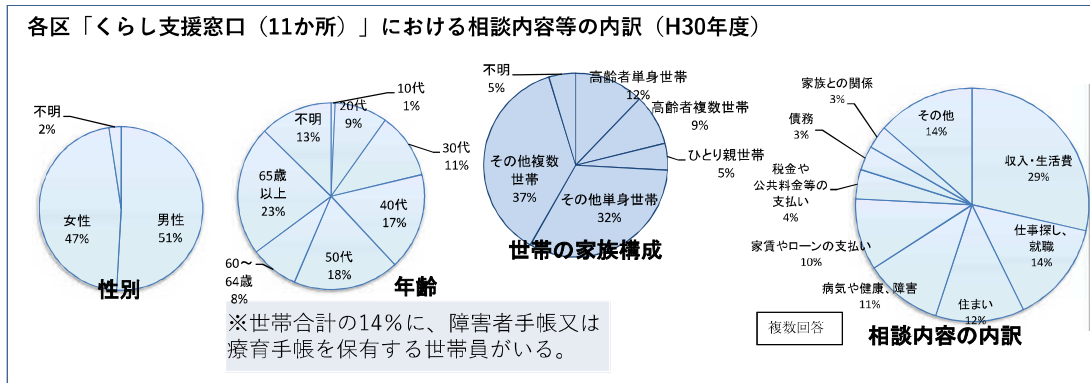


神戸市の取り組み④（令和年度の実績）

自立相談支援の実績

	新規相談 受付件数 (件)	10万人 あたり (件/月)	プラン 作成件数 (件)	10万人 あたり (件/月)	就労者・ 増収者数 (件)	10万人 あたり (件/月)	延べ 相談回数 (回)	1件 あたり (回/件)
	R1年度	2,835	15.6	756	4.2	507	2.8	30,409
前年度比 (月平均)	+ 7 %		△ 2 %		+ 7 %		+ 17 %	

※全市の自立相談支援の合計



コロナ禍における生活困窮者支援の状況①

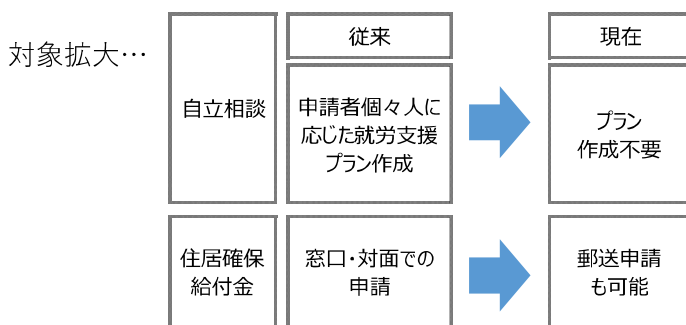
1. 減収した方の支援が拡充

○住居確保給付金

【趣旨】 離職等により経済的に困窮し、住宅を喪失するおそれのある方等を対象に、3か月を限度として（最長9か月）家賃相当額を支給するとともに、就労に向けた支援を実施

【対象】 離職・廃業した人 ⇒ 離職・廃業と同程度に減収した人

【申請者数】 6月末申請者数（約1,900人） R元年度実績：約120人



コロナ禍における生活困窮者支援の状況②

○求職活動要件の緩和

1. 従来

従来	対象	申請時 HWの 求職申し込み	くらし支援窓口との面談 「月4回以上」	HWでの 職業相談相談 「月2回以上」	面接の応募、面接 「原則、週に1回以上」
	離職・廃業	要	要	要	要

2. コロナウイルスによる要件緩和

	対象	申請時 HWの 求職申し込み	くらし支援窓口との面談 「月4回以上」	HWでの 職業相談相談 「月2回以上」	面接の応募、面接 「原則、週に1回以上」
現在	3/9 離職・廃業	要	電話・給与明細の 郵送で代替	回数の減免が可能	
	4/20~ 離職・廃業 休業等 (離職と同程度)	仮登録			
	4/30~ 離職・廃業 休業等 (離職と同程度)	不要	要 ※月に1回に緩和	不要	

コロナ禍における生活困窮者支援の状況③

2. 制度拡充の状況

- ・ 社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付も、「休業等により減収した世帯が対象」となり、申請者が急増している。（R2.6月末 約18,400件）

3. 神戸市の強み

- ・ 生活困窮者自立相談支援機関（＝くらし支援窓口）が、生活保護担当部署で実施しているため、困窮の程度に応じたアセスメントや、困窮者支援から生活保護の勧奨など、柔軟な対応が可能

4. 今後の課題（自立に向けた支援の実施）

- ・ 新型コロナウイルス感染症に伴う影響により、「生活困窮者の自立の促進を図る」ための制度が、給付金や貸付金を受けることに重点を置いた運用となっている。
- ・ 現在の申請に応える体制を維持することや、国の示す制度変更にいかに速やかに対応できるかが、今後の課題



(5) 関係機関の情報共有を行う会議体の設置①

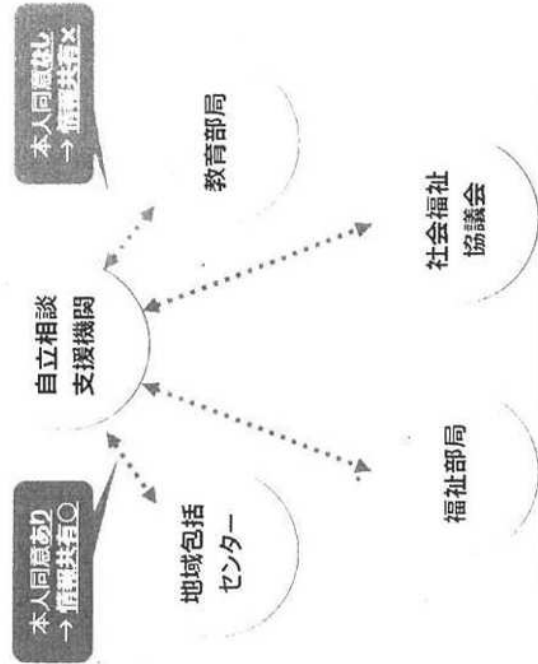
平成30年10月1日
施行

- これまでの生活困窮者に対する支援については、関係者間での会議体が法定されていないことから情報共有が進まず、深刻な困窮の状態を見逃してしまったり、予防的な措置を取ることが困難であったりすることが問題視されてきた。
- このため、改正法では支援会議を法定し、会議体の構成員に対して守秘義務をかけることによって、支援関係者間の積極的な情報交換や連携が可能となる仕組みを新設した。

※ 支援会議の機能や役割が適切に果たせるのであれば、各自治体の判断で「支援調整会議」「要保護児童対策地域協議会」など既存の会議体を「支援会議」として活用することは差し支えない。

現行制度における課題

- 支援における情報共有は本人同意が原則
 - ・ 本人の同意が得られずに他部局・機関と情報共有できないケース
 - ・ 同一世帯の様々な人が別々の相談窓口や関係機関等に相談に来ているがそれぞれが世帯全体の課題として把握・共有されていないケース
- 等の中には、世帯として状況を把握して初めて困窮の程度が把握できるケースがある。

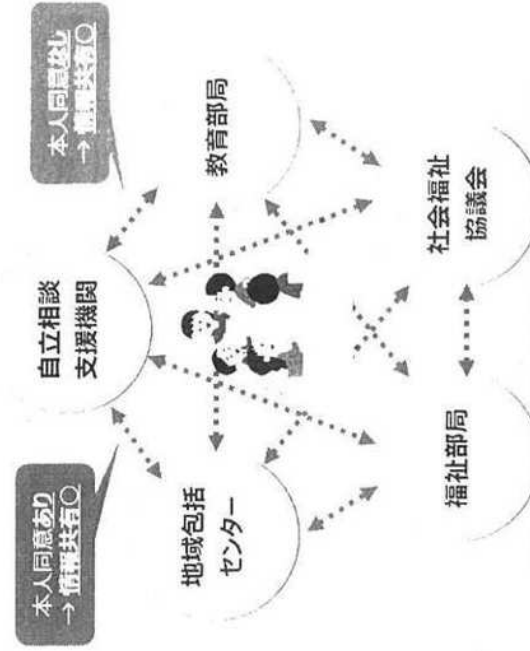


各法における守秘義務

支援会議を設置した場合

- 関係機関がそれぞれ把握している困窮が疑われるようなケースの情報共有や支援に係る地域資源のあり方等の検討を行う
- 守秘義務の設定

・ 本人同意なしで、関係機関で気になっている個々の困窮が疑われるようなケースの情報共有が可能となる。



支援会議における守秘義務

支援会議について

担当者事前会議	
対象者	<p>くらし支援窓口、地域福祉ネットワークの抱える生活困窮者の事案</p> <p>(例)くらし支援窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くらし支援窓口で相談を受けたが、地域の情報が少なく、状況把握が望ましい世帯 ・くらし支援窓口での支援が中断し、訪問面談等による状況把握が望ましい世帯 ・くらし支援窓口での支援が終了予定で、今後、地域での支援や見守りへの移行の調整が必要な世帯等 <p>(例)地域福祉ネットワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉ネットワークにより把握したが、生活困窮に関する問題を抱えており、くらし支援窓口での継続相談が望ましい世帯 ・訪問による支援を行ってきたが、次のステップとして任意事業等の利用が望ましい世帯 ・複合課題を抱えており、複数の関係機関の支援が必要と思われる世帯等
事案の提起	くらし支援窓口、地域福祉ネットワークのいずれもが提起可能
目的	<p>①くらし支援窓口と地域福祉ネットワークの情報共有による支援の連携</p> <p>②各関係機関との連携が必要な事案の選定(個別支援会議へ繋げる事案の選定)</p>
出席者	<p>①くらし支援窓口</p> <p>②地域福祉ネットワーク</p>
開催時期	月1回定例開催、その他随時開催



個別支援会議(くらし支援部会)											
対象者	<p>①担当者事前会議で挙げた事案のうち、各関係機関との連携・協議が必要な事案</p> <p>②会議出席者が抱える生活困窮者の事案</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複合課題を抱えており、複数の関係機関間での情報共有、支援に関する連携体制を共有する必要がある世帯 ・複数の関係機関が既に関わっているが、それぞれの情報が共有できておらず、関係者で支援の方向性を確認する必要がある世帯 ・情報共有に関する本人同意がとれていないが、支援が必要と思われる世帯等 										
事案の提起	くらし支援窓口、地域福祉ネットワーク、会議出席者のいずれもが提起可能										
目的	<p>①生活困窮者に対する支援を行うために必要な情報の共有、連携、進捗状況管理</p> <p>②生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制や社会資源に関する検討</p>										
出席者(例)	<table border="0"> <tr> <td>①くらし支援窓口</td> <td>⑥あんしんすこやかセンター</td> </tr> <tr> <td>②地域福祉ネットワーク(区社協)</td> <td>⑦学校</td> </tr> <tr> <td>③生活保護ケースワーカー、面接員</td> <td>⑧民生委員・児童委員</td> </tr> <tr> <td>④保健センター</td> <td>⑨その他</td> </tr> <tr> <td>⑤障害者支援センター</td> <td></td> </tr> </table>	①くらし支援窓口	⑥あんしんすこやかセンター	②地域福祉ネットワーク(区社協)	⑦学校	③生活保護ケースワーカー、面接員	⑧民生委員・児童委員	④保健センター	⑨その他	⑤障害者支援センター	
①くらし支援窓口	⑥あんしんすこやかセンター										
②地域福祉ネットワーク(区社協)	⑦学校										
③生活保護ケースワーカー、面接員	⑧民生委員・児童委員										
④保健センター	⑨その他										
⑤障害者支援センター											
開催時期	月1回定例開催、その他随時開催										

【支援会議】本人同意がない場合について、会議の出席者に守秘義務を設けた上で、関係機関で情報共有が必要と考えられる事案について、情報共有を可能とする会議。

- ①生活に課題を抱える人の早期発見 ②相談につながった場合に迅速な支援開始 ③関係機関で情報共有することで、それぞれの役割分担について共通の理解を得ることなどを目的とする。

※特に対象者と接触していない関係機関が支援会議で得た情報を基に、対象者と関係性を構築の上、個別支援する場合は、支援会議で得られた情報は本人同意を得ていないものであることを認識し、個人情報の取扱いに十分に留意してください。

社会貢献支援事業について

2020年7月

企画調整局つなぐラボ 社会貢献支援ライン

1

社会貢献ラインの 主な事業

1. ソーシャルビジネス推進事業
2. KOBE社会貢献プラットフォーム
 - 2-1. 神戸ソーシャルキャンパス
 - 2-2. 神戸ソーシャルブリッジ
 - 2-3. 協働と参画のプラットフォーム

2

1.ソーシャルビジネス推進事業

1.ソーシャルビジネス推進事業 3

神戸市におけるソーシャルビジネスの定義

社会課題の解決に向けて
自立的・持続的に提供されている事業

最大の特徴は寄付金などの外部資金に頼らず、
事業収益を上げながら継続的に課題解決に取り組むこと

1.ソーシャルビジネス推進事業 4

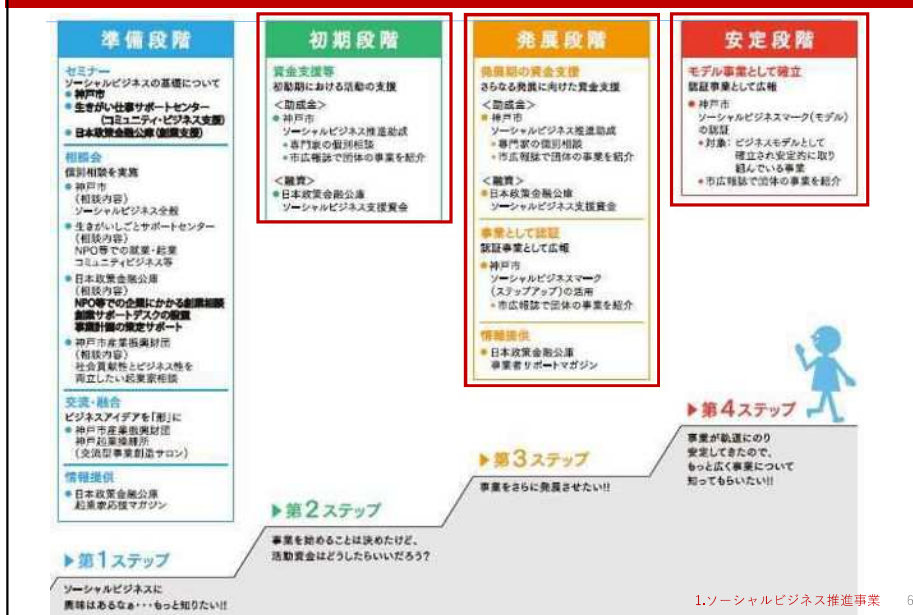
ソーシャルビジネス推進の意義

近年、様々な社会的課題をビジネスの手法で解決する
ソーシャルビジネスに取り組む事業者が増加



多様化する社会課題を解決

ソーシャルビジネス推進における支援



ソーシャルビジネス 推進助成の概要



準備・創業期

対象：これから開始する・開始間もない事業

助成金額：上限50万円

その他特典：専門家の個別相談（上限5万円）
ソーシャルビジネスマークの使用
広報協力など

発展期

対象：事業開始から概ね2年が経過し
今後成長が期待される事業

助成金額：上限30万円

その他特典：専門家の個別相談（上限15万円）
ソーシャルビジネスマークの使用
広報協力など

1.ソーシャルビジネス推進事業 7

2.KOBE社会貢献プラットフォーム

2.KOBE社会貢献プラットフォーム 8

KOBE社会貢献プラットフォーム

神戸ソーシャル
キャンパス
(H29～)

神戸ソーシャル
ブリッジ
(H30～)

協働と参画の
プラットフォーム
(H14～)

ヒト・モノ・コトの集積
(人材・団体・情報・ノウハウ・成果物)



3事業を統合し幅広い世代が社会貢献に取り組み、交流することができる拠点「KOBE社会貢献プラットフォーム」を令和2年度より構築する。

2.KOBE社会員献プラットフォーム 9

KOBE社会貢献プラットフォーム

2-1. 神戸ソーシャルキャンパス

2.KOBE社会員献プラットフォーム 2-1.神戸ソーシャルキャンパス 10

神戸ソーシャルキャンパス（H29.1事業開始）

市内の大学生が
社会的課題に取り組んでいるNPOと交流や相談ができる場所(交流スペース)
を設置し、大学生のNPO活動やソーシャルビジネスの起業を促進している



2.KOBE社会貢献プラットフォーム 2-1.神戸ソーシャルキャンパス 11

KOBE社会貢献プラットフォーム

2-2. 神戸ソーシャルブリッジ

2.KOBE社会貢献プラットフォーム 2-2.神戸ソーシャルブリッジ 12

神戸ソーシャルブリッジ (H30年度事業開始)

NPOや地域団体等と企業社員、行政職員、地域住民がつながり、
地域社会の課題解決に協働して取り組む「プロボノ」プロジェクト



2.KOBE社会貢献プラットフォーム 2-2.神戸ソーシャルブリッジ 13

プロボノとは？

Pro Bono Publico	For good Public
------------------------	-----------------------

公共善のために

「公共善のために」を意味するラテン語
「Pro Bono Publico」を語源とする。

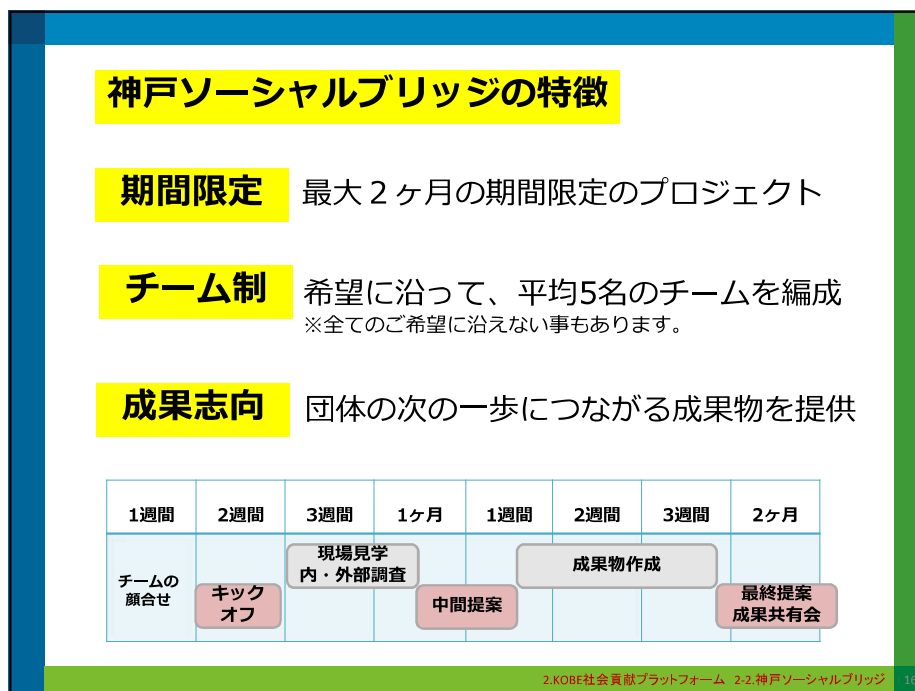
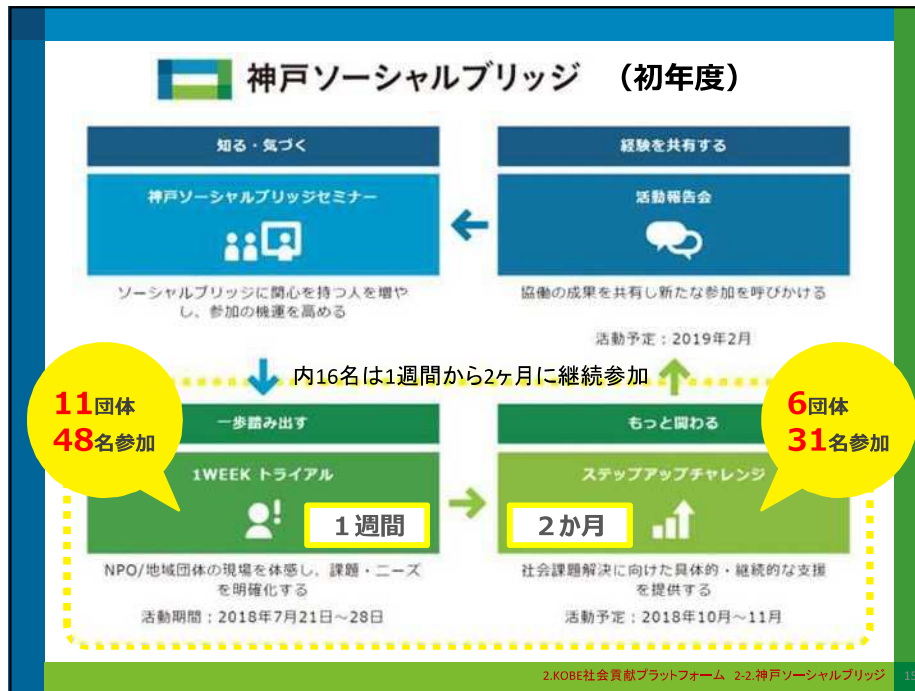
社会的・公共的な目的のために、
職業上のスキルや専門的知識を生かした

ボランティア活動

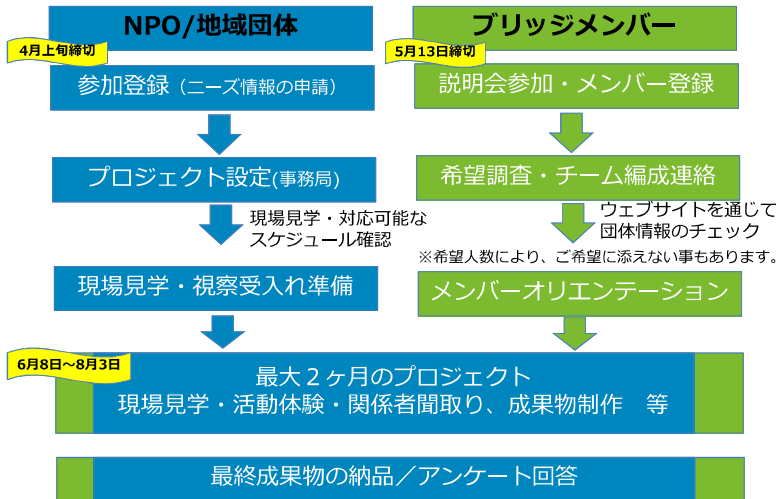
を意味する。

(参考) アメリカで始まり、
日本では2010年ごろから広まってきている。

2.KOBE社会貢献プラットフォーム 2-2.神戸ソーシャルブリッジ 14



プロジェクトの流れ



ソーシャルブリッジ プロジェクト実施例 1

NPO法人エフエムわいわい

長田区

阪神・淡路大震災後、震災関連情報を多言語で共有するコミュニティラジオを前身に、現在は、国籍も言語を超えて同じ地域に暮らす市民の力でまちづくりを行う情報発信基地として、約30番組をFacebookライブ、youtubeなど4系統を使って配信しています。



代表理事
金 千秋さん

Voice

エフエムわいわいを知らなかったメンバーから掘り出された団体の魅力を再確認。これまでできてきたこと、しようちもがいていることがいいことだと、これまで接点のなかったメンバーが証明してくれて涙が出そうだった。

1WEEKトライアル

事業運営の現状把握・課題整理

コミュニティラジオらしい最適な配信ツール選定、ファン獲得のアプローチ 課題整理にトライ!



ステップアップチャレンジ

ウェブ改善提案、パンフレットの台割作成

多文化、多言語の情報ライブラリーへ。FMわいわいの未来予想図を支える情報発信のコンセプト提案



ソーシャルブリッジ プロジェクト実施例 2

NPO法人ママの働き方応援隊

長田区

結婚や子育てを機に仕事を諦めない、「子育て」と「働く」のちょうどいい働き方のモデルづくりを目指し、教育現場や高齢者施設に子連れで訪問して授業を行う「赤ちゃん先生」プログラムや「子連れで働ける健康カフェ」など、子どもがいるからこそその仕事づくりに挑戦し続けている団体です。



理事長
合田三奈子さん

Voice

これまでの成果を可視化する営業資料作成は、長年止まっていた課題がクリアになった。マニュアルは、すぐ現場で使うことができ、今後のプランチャイス展開に役立つ!

1WEEKトライアル

営業資料作成

ママと子どもによる命の授業・赤ちゃん先生。受講者に起こる変化や効果の可視化にトライ!



ステップアップチャレンジ

マニュアル作成

ママの働く場所をさらに広げる新しい挑戦。子連れで働ける健康カフェのマニュアル作成をサポート!



ソーシャルブリッジ の意義

プロジェクトの成果物による
社会課題に取り組む団体支援

⇒ 地域社会課題の解決

継続的なつながり

⇒ 神戸の社会資源に



誰もが社会課題に取り組めるまち

KOBE社会貢献プラットフォーム

2-3. 協働と参画のプラットフォーム

協働と参画のプラットフォーム（H14年度事業開始）

行政・NPO・地域団体・企業・学生など、多様な主体が連携・交流できる拠点として、サンパルに設置。NPO活動や地域活動の専門的助言が可能なコーディネータを配置して、連携・交流を支援している。

「市民が主役のまちづくり」を進める場 市民と市の協働と参画の場・発信拠点

支援機能、情報（収集・発信）機能、編集機能（コーディネート）を有し誰もが気軽に訪れることができ、それにより課題解決や事業の発信を行う。

支援機能 （場の提供・助成制度等）	情報（収集・発信）機能	編集機能 （コーディネート）
<ul style="list-style-type: none">・無料のワークショップスペースの提供、・協働と参画の推進助成（活動助成）	<ul style="list-style-type: none">・広報誌「まちのね」（年2回発行）・パンフレット等の設置	市民と庁内各部署とのマッチング等

協働と参画の プラットフォーム

SDGsセミナー



月2回のソーシャルセミナーを開催

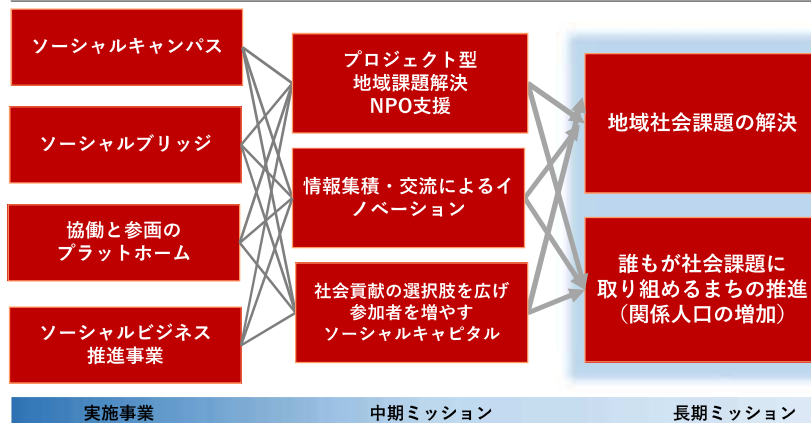
各月ごとに、SDGsの17の目標からテーマを決め、関連したゲストをお招きし、講演&質疑応答

フューチャーセッション（月1回）

社会性の高い映画鑑賞やゲストの講演後、参加者で議論をし、シェアすることで理解を深める。

2.KOBE社会貢献プラットフォーム 2-3.協働と参画のプラットフォーム 23

社会貢献プラットフォーム コンセプト図



例えば…学生がソーシャルキャンパスに参加することにより、神戸の社会課題に目を向け、ソーシャルブリッジのプロジェクトにより課題解決力を養い、協働と参画のプラットフォームで交流し、ソーシャルビジネスを起業する際には資金支援の選択があるなど、長期スパンで一連の流れを作ることができると考えています。

さらに、事業間の連携を図り、情報集積や交流によるイノベーションなど、さらなる発展により、神戸の社会課題解決に寄与することを目指しています。

総括 24

しみんふくしそごうけいかく
“こうべ”の市民福祉総合計画2025

目次

目次を記載

第1章 “こうべ”の市民福祉総合計画 2025 の概要

1. 計画の意義

(市民福祉条例—どういった計画か)

(計画の位置づけ) (期間)

(簡単なデータ) (アンケート) ※Pick Up して詳細は後ろ。

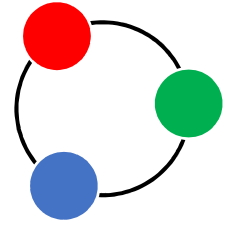
(圏域)

2. 計画の特徴

(基本理念)

誰もが安心して自分らしく暮らせる市民福祉の実現

～みんなでデザインする福祉の輪～



市民一人ひとりが地域で安全に安心して暮らすことができ、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことができる社会の実現を目指します。

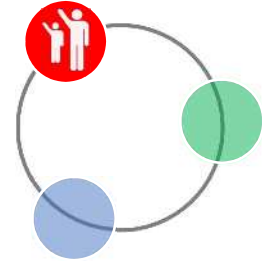
年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、全ての市民が多様性の理解を広げ、人権を尊重し、互いに関わり合いを持ち、協力することが必要です。さらに、市民、事業者、専門機関、行政が連携をより深め、ソーシャルインクルージョンの実現を目指しましょう。

(基本理念の補足説明)

第2章 基本理念を実現するために ～3つの方向性～

基本理念の実現に向け、3つの方向性の基づき施策を進めます。

みんなが参加、福祉の環境づくり



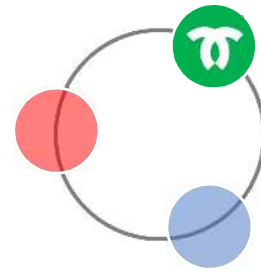
地域の課題解決には、市民一人ひとりが個性や力を発揮でき、多様性の理解を広げ、互いに関わり合いを持ち協力していくことが重要です。

市民が福祉サービスの受け手として参加するだけでなく、誰もが主体となって参画できる環境づくりが必要です。

現状と課題

(目指す方向性)

福祉による安全安心の提供を



市民一人ひとりが個性や力を発揮でき、助け合いながら暮らしていくためには、市民が安全に安心して暮らせることが保障されていなければなりません。

また、個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化している現状においては、一人ひとりが尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関りを基礎として、自立的な生活を継続していくことを支援していく必要があります。

そのため、行政は、市民の相談を受け止め、市民と支援者がつながり続ける体制を作るとともに全てのライフステージを支えられる福祉サービスの基盤を整備し、一人ひとりの問題に応じた福祉サービスを提供していくことが求められます。

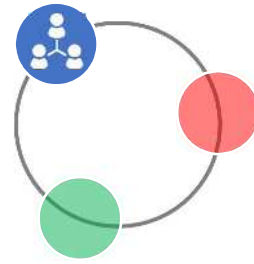
さらに、少子高齢化などの社会課題や科学技術の進歩などにより、生活環境は変化し続けており、これらによって生じる新たな福祉課題に対しても、柔軟に対応していく必要があります。

現状と課題

(目指す方向性)

さまざまな人が手を取り合い

課題解決を目指します



地域で生活する様々な人が、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクを社会の課題と捉え、また、これまで経験したことのないような、既存の制度だけでは解決できない地域福祉課題に対応するために、市民・事業者・行政といった地域に関わる様々な主体が繋がる基盤（福祉プラットフォーム）をもち、お互いに連携を取りながら課題解決へ進んでいける環境が必要です。

現状と課題

（目指す方向性）

第3章 計画の検証と評価

資料編

1. 分野別計画

(一覧表で項目と概要を整理する)

2. 策定までの審議・取組み経過

(時系列で策定までの取組み状況を整理)

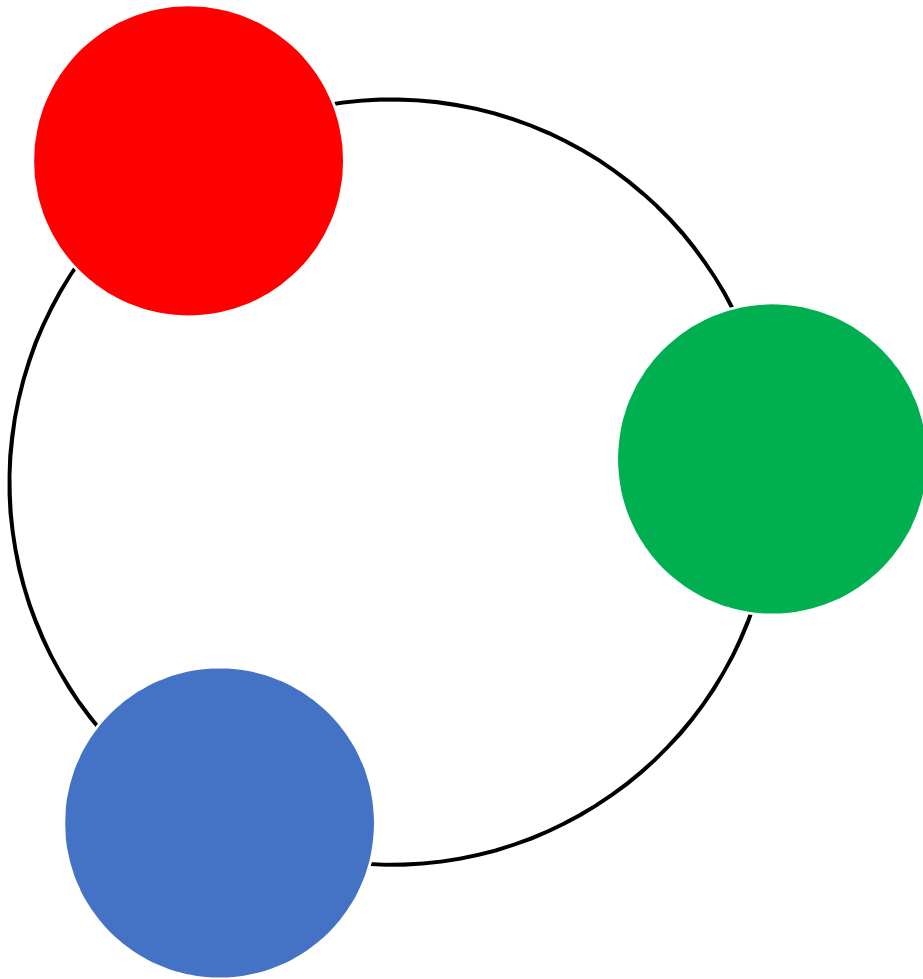
3. アンケート結果

(「市民福祉に関する行動・意識調査」の報告)

4. 市民福祉調査委員会委員名簿

みんなでデザインする福祉の輪
～ソーシャルインクルージョンの実現～

<“こうべ”の市民福祉総合計画 2025>



令和●年●月

神戸市



“こうべ”の福祉のめざすところ

ソーシャルインクルージョンとは？

市民一人ひとりが地域で安全に安心して暮らすことができ、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことができる社会のことです。

なぜ、ソーシャルインクルージョンが必要か？

人口減少が本格化していく中で、いろんな分野で地域社会の担い手が減少し、また、これまで基礎となってきた地域のつながりが弱くなり、支え合いの力の低下が危惧されます。

そのため、人と人、人と社会がつながり支え合うことがこれまで以上に必要となってきました。

ソーシャルインクルージョンの実現

年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、全ての市民が多様性の理解を広げ、人権を尊重し、互いに関わり合いを持ち、協力することが必要です。さらに、市民、事業者、専門機関、行政が連携をより深め、ソーシャルインクルージョンの実現を目指しましょう。



福祉の輪をデザインするために

～ 3つの方向性 ～

ソーシャルインクルージョンの実現に向け、
3つの方向性に基づき施策を進めます。



みんなが参加、

福祉の環境づくり

地域の課題解決には、市民一人ひとりが個性や力を発揮でき、多様性の理解を広げ、互いに関わり合いを持ち協力していくことが重要です。市民が福祉サービスの受け手として参加するだけでなく、誰もが主体となって参画できる環境づくりが必要です。

福祉による安全安心の提供を



皆が個性や力を発揮でき、助け合いながら暮らしていくためには、市民が安全に安心して暮らせることが保障されていなければなりません。

そのため、全てのライフステージを支えられる福祉サービスの基盤を整備し、一人ひとりの問題に応じた福祉サービスを提供していくことが求められます。



さまざまな人が手を取り合い、
課題解決を目指します

地域で生活する様々な人が、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクを社会の課題と捉え、また、これまで経験したことのないような、既存の制度だけでは解決できない地域福祉課題に対応するために、市民・事業者・行政といった地域に関わる様々な主体が繋がる基盤をもち、お互いに連携を取りながら課題解決へ進んでいける環境が必要です。

令和2年度第4回神戸市市民福祉調査委員会
計画策定・検証会議ワーキンググループ議事要旨

1. 日時 令和2年6月22日（月）午後1時30分～午後3時30分
2. 場所 神戸市役所1号館8階大会議室
3. 議題 (1) 神戸市介護保険事業計画について
(2) 神戸市障がい者保健福祉計画2020について
(3) 次期“こうべ”の市民福祉総合計画について

開 会

議 題 (1) 神戸市介護保険事業計画について

(事務局より資料1の説明)

(委員) あんしんすこやかセンターはかなり地域に定着してきたと思うが、昨今の増加している複合的な相談にはどう対応しているのか。連絡会のようなものを開催しているのか。また、(介護保険法改正による)総合事業が開始されているが、住民参加の現状はどうか。活発になったのか、やはりなかなか難しいものか。

(事務局) 地域ケア会議をあんしんすこやかセンター単位で実施している。その中で高齢者だけでなく複合的ケースの話も出てきているかと思う。そういった会議でそれぞれの専門機関等に繋げていくような連携はとられている。第8期計画では、あんしんすこやかセンターをさらに核にして、高齢者だけではなく、例えば障がいのある家族等にも目を向けた地域共生社会の実現への取り組みに向けたあんしんすこやかセンターのあり方の検討も主題となってくる。

また、総合事業については、住民主体の生活支援、ホームヘルプなどの生活支援は地域やNPOで担っていただいている。生活支援サービスは市で研修を実施して取り組んでいるが、実際のところ、受講者は増えているのだが、受講者自身の両親や親族の介護に役立てることが目的といったことが多い。実際の雇用につながっている例はまだ少ないように思う。

(委員) 活動したい市民を実際の活動へつなぐ仕組みづくりが重要になってこようかと思う

(委員) フレイル予防について、実際になにか施設を整備して実施しているのか、それとも既存の機関やマンパワーを活用して実施しているのか。

また、あんしんすこやかセンターを核としてとのことだが、これからさらに福祉課題が複

雑化するなか、あんしんすこやかセンターの負担は増大しないか。機能強化とのことだが人を増やすということか。

(事務局)

地域拠点型一般介護予防事業については、市内 100 か所程度で、ほとんどが婦人会が NPO をつくり実施している。拠点数があまり伸びていないのは計画担当として感じる。今後どう伸ばしていくか検討が必要。

神戸市のあんしんすこやかセンター76 センターはすべて委託している。土日祝の開所については委託料の増額で対応している。今後、委託内容の見直しも今年度実施。あんしんすこやかセンター運営協議会で今後議論する。

(委員)

・神戸市民として

介護人材、介護施策にかかる予算が足りないことは今の説明でよくわかった。これは、市民みんなが共有すべきかと感じた。共有することで市民に意識を持ってもらい、一緒に取り組むことが必要。これは行政だけで考えることではない。

フレイル対策や健康寿命の延伸も市民に周知できればいいと思う。フレイル対策の効果をもっと市民に伝えられるとさらにいいと思う。

ちなみに浜松市が健康寿命 1 位だが、神戸市との差異はなにかあるか。

(事務局) それぞれの都市の地域柄もあろうかと思うが、浜松市との明確な差異は不明である。ただ、全国の政令市で比べると、西側が独居率・高齢者率が高く、要介護認定率も高いところの差はあるかと思う。

(委員) そういったことを研究して発信できればいいと思う。また、理化学研究所と一緒にリサーチコンプレックス事業に取り組み、1 万人健康計測プロジェクト等を実施していると思うが、そういった神戸市ならではの面白い取り組みも含めて発信できればいいと思う。

また、75 歳以上の健康な方にもフレイル予防等に取り組んでほしいということも伝えていく方がいいかと思う。

(委員) 総合事業のサポーター養成受講者数は増えているのか。

(事務局) 増えている。

(委員) 事務局の説明を聞いて、大体親が当てはまっていると思いながら聞かせていただいた。しかし、フレイル予防の重要性や介護保険料が上がりつつあることは全く知らなかった。

神戸市の取り組みを今初めて知れた。

親から介護保険料が年々上がっていることは聞いたことはあったが、最終的に 1 万円ちかくまで上がることは知らなかったし、親もわかっていないと思う。本当の市民目線から言うと、この状況が全く市民に伝わっていない。

そして、介護予防が必要とのことだが、市民がなにをしたらいいのかも伝わっていない。

フレイルチェックについても、知っていたら親にやってみたらと勧めていたと思うが、今初めて知ったという状態である。

おそらく、何かしらの持病等があれば、介護予防が当然必要となろうかと思うが、わたしの親についても同じような持病があるが、介護予防について心掛けたことは特にない。また、周りでもそのような話題になったこともない。一部の人だけがよくご存知で、一般的には広まっていないということかと思う。

介護保険料が上がるのは日本全体のことだが、もっと市民に身近なこととして伝えていくことで、そのうえで「みんなでがんばってこうね」と市民が思えるような施策を取ってもらえると嬉しい。

(委員) 市民にとって計画がどういう風に受け止められて、それが本当に市民のために動いているのかを伝えていくことが大事。市民福祉総合計画でもどういうことばで表現していくか検討したい。“こうべ”の市民福祉総合計画と、介護保険事業計画も連携しながら、動かしてもらえれば。

健康ということを考えると、単に体が弱いというだけではなく、心的・社会的な健康という面も含まれると考えると、高齢者がどういう生活を送っているのかを把握していくことが大事。

最近の色々な調査を調べると、単に病気でないというだけではなく、社会的な状況や、頼れる人がいるか否かが高齢者が生き抜くために重要なポイントであるとわかるし、もう一つは役割もともて大事になってくる。もちろん高齢者には限ったことではないが、そのあたりも含め考えていければよい。

委員が話されたように、神戸市ならではの仕組みを、市民に定着していければいいと思う。

議 題 (2) 神戸市障がい者保健福祉計画 2020 について

(事務局より資料 2 の説明)

(委員) PDCA でチェックされていて進捗がわかりやすいと思う。

課題としては、神戸市だけの課題ではないが、日本全体の障がい施策の予算が諸外国の半分程度。その予算でどう工夫するかも大事だが、やはり現場の努力だけでは賄えない部分も

あるため、市から国への提言等を行ってほしい。

また、予算は以前よりは増えているが、民間企業がどんどん参入することによって質の担保が難しくなっている印象がある。これに対してチェックする機能（定例の監査だけではなく）、たとえば、本人の家族の意見等が聞けるようなチェック機能が必要。自分たちの襟を正す意味も含めてチェック機能の強化を。

（事務局）予算について、国への要望は実施しているところだが、介護と違って一般財源が100%となっている。質を保ちながら、きめ細やかなサービスをしていくことが大事かと考え、いろいろなメニューを展開している。

特に、知的障がい・精神障がいの件数が右肩上がりであるため、そういった方々へのサービス、あるいは、手帳取得に及ばない人、もらわない人も増えており、そういう方々のケアも必要である。

質の低下の件についても、監査体制を見直し、3年に1回実施するよう強化した。

例えば放課後デイサービスが乱立している状況があるが、需要のある場所に設置されているのか等の検証が必要となってくる。障害推進施策自立支援協議会だけではなくアンケート等でも意見聴取を実施している。

（委員）障害者総合支援法に難病が含まれ、難病患者対象の施策も「障がい者」のメニューの中に出ることが多いと思うが、難病やがん患者からするとわかりづらい。

また、人によって必要なケア等が異なると思うが、そのあたりを実態調査の中でどのように調査しているのかが気になる。たとえば、自分にとって「何が一番重要か」という項目があったとして、障がい者や難病患者は「働きたい」という思いがかなり重要なことだと私は考えている。わたし自身病気になり、仕事の面でかなり苦労した。3年に一回チェックしているということだが、ぜひ一般企業等で働いている障がい者・難病患者のためにもチェックしてほしいと思うが、そういった取り組みはあるか。

（事務局）監査対象は総合支援法のサービス事業者だけとなっていて、一般企業対象の監査という仕組みは現状ない。

また、「どういうサービスがあるのかわかりづらい」という点は、年々対象となる難病も増えていっている状況ではあるが、あまりにも制度が複雑化高度化しすぎており、非常にわかりづらい。この制度が果たして自分にとって良いものなのかということもわかりづらい。

これは本人だけでなく、市の職員も人事異動があるなか対応がなかなか大変である。そこで市内に設置している障害者地域生活支援センター等で支援を実施していくことで、悩まれている市民の相談体制は整えようとしている。また、相談支援については、課題が複雑化するほど手厚いケアが必要であるのに、手間がかかるという観点から、なかなか実施する事業者が増えなかったため、今年度から予算を増やし、本市独自の補助制度を立ち上げようと

している。これから5か年ほどかけて事業者を増やす予定。体制論ばかりになるが、これからも市民の声を聴きながら軌道修正をしていければと考える。

(委員) 障がい者や難病患者は通勤するのに苦勞する人が多いと思う。昨今、コロナの影響でリモートワークが普及しつつあるが、自宅のできるような就労メニューは増えているのか。

(事務局) ICTを活用した就労の場づくりの取り組みをしている事業者もある。一般的な就労をしていく中で、いろんな工夫をしながら働きやすい場づくりを推進している。

実態調査でも、通勤等に苦勞している点は、企業にもっと理解してほしいという声が圧倒的に多く、工夫していく必要がある。もちろん一生懸命に取り組んでいる事業者もある。市内4か所にあるしごとサポートセンターやハローワーク等に相談してもらいながら取り組んでいる。

(委員) 補足として。しごとサポートセンターの業務として、コロナ禍のリモートワークについて企業に調査を実施したところ、リモートワークについてこれから取り組んでいきたいという声も多かった。

身体障害者の為だけというわけではなく、子育てを行う世帯の為にも、と多く答えていた。きっとこれからリモートワークはどんどん増えていくかと思う。

(委員) そういった市民に必要な情報の周知について今後取り組んでいただきたい。

(委員) 就労継続支援等の工賃のことだが、本当に簡単な仕事だけをされている印象があり、そういう作業だけで工賃を増やすというのはなかなか難しい印象をもつ。もっとできることを増やしてもらう必要があるのかと考える。

また、就労継続支援についても、先ほどから手帳ということばが多くでるが、もちろん手帳を持っていない人、手帳を持っていないがなかなか一般就労が難しい人も多くいる。なかなか一般企業で継続することは難しい。ここで提案だが、これは市役所の中で仕事を生み出すこともできるかと思う。例えば清掃など。

(事務局) 就労継続支援B型について、工賃がなかなか増えないのは課題である。利用希望の申請がどんどん増えていくなか、事業者が精いっぱいになってしまっていて、就労内容の見直しができているのかというとできていない印象がある。

神戸市立の施設でも工夫の余地がある印象。庁内だけでなく、民間や社会福祉法人とも連携しながらやっていきたい。

また、今年2月に開所したひきこもり支援室にも多い相談だが、障がい福祉サービスには

至らないが一般就労ができないといった声も多い。そういった内容に対応できる体制が整わない状態。膨らむ一方のサービス需要に対しきめ細かな配慮が必要。これらについても計画に反映できるものを検討しながら努力してまいりたい。

(委員) 地域移行支援について、評価がAになっている。地域移行支援事業所はなかなか増えづらい印象があるが、具体的にどういった効果があったのか。

(事務局) 難しい問題だが、国の方針でこれ以上に入所施設は増やさないという方針があるなか、それに対するグループホーム等の受け皿を揃える必要があるので、様々な既存施設に声をかけながら独自の補助金も創設し、施設の拡充を実施。

また、施設の立地について、ここにあったらいいのにという要望もあるが、そこまで対応が出来ていない現状。実際に、北区や西区にグループホームが多く、中央区には少ない。不動産業者の協力もなかなか得にくい状況。これについては、地域の理解が必要になってくる。

(委員) 障がい者の定義も難しい。当事者がどう捉えられているかということと、市がどこまで理解を深められているかのギャップがあるのかと感じた。精神障がい等の見えづらい障がいが増えていくなか、ニーズとウォンツの違いの整理も必要。

いろんな人の意識に働きかけるような整理が必要。市民福祉総合計画の中で意識づくりについても考えていければと思う。

議 題 (3) 次期“こうべ”の市民福祉総合計画について

(事務局より資料3・4の説明)

(委員より資料提供) SDGsの色を使うだけでも、多くの人が見おぼえのあるものという印象を受け、手に取りやすい。

また、計画があるから市民に活動してもらおうというもの(目標があるからみんなで頑張りましょうというもの)ではなく、市民の取り組みが計画につながる(みんなの取り組みが市のためになっている)という切り口になっている。市が市民を巻き込む視点ではなく、市が巻き込まれる考え方の参考として紹介させていただいた。市民参加を考える中で、この視点が重要かと思う。活動計画なので、やや違うものではあるが、参考になるのではないか。

(委員) ことばづかいやアウトカム等について、他なにか意見があれば頂戴したい。

(委員) 事務局案について、見やすいタイトルになっている。黒部市のものもわかりやすい。

基本方策3のプラットフォームについて、もう少しデジタルやSNSを活用した、市民への情報伝達の仕組みも必要かと思う。さらに市民同士が情報交換をできるような仕組みも必要。ネット上のプラットフォームも必要。

基本方策1のところは、もう少し、どうやって市民を巻き込むかという視点も必要では。この計画のHP閲覧数の目標とかを設定してもいい。

基本方策2の行政サービスについても、国の方策も出ているが、国の方策がすべてではなく、厚労省も現場からの声を上げてほしいと思っていると思う。行政が市民の声を聴いて制度をつくりたいと考えていることをもっと打ち出してもいい。

また、世の中で足りていないのは、やはり家族支援かと思う。神戸市として家族支援を実施することを掲げていってほしい。また、それを厚労省に伝えていくことも必要。

(委員) 全体的なことでは何か。

コロナについて：基本理念のところは日常助け合いながらとあるが、これを日常も、災害時(コロナや地震等)も、として、日常も大変なときも支えあうということを入れたほうがいいと思う。

また、市民が読むとなったとき、例えば高齢者の相談＝あんしんすこやかセンターということではわからない市民も多い。これを地域福祉計画に落とすことも必要なかと思う。市の体制の標記が必要。

基本方策1について、地域に出る・参加するというとだが、町内会なのかNPOなのか・・・といったキーワードを入れた方がいい。居場所づくりというのが実態があまり知られていない。こども食堂等も、実施したけど人があまり来ないという声も聞く。地域にそういう場所が必要ということの基本方策1に入れたほうがよい。

(委員) この計画を市民に伝えるときに「すべての市民に福祉を」ということを伝える必要がある。計画を冊子にするときに表紙に書く等。すべての市民に伝えたいということを知りやすく。

計画を策定し評価を市民にしてもらうためには、情報を届け、計画ができたことを伝えないといけない。また、政策と評価の連動を考えたときにずれが生じてはいけないので、計画を実行しているということが多くの人たちに伝わることも重要。例えば他都市ではステッカーを作成し、いたるところに貼っている。

(委員) アウトカム of 質的指標について、(市民の) 孤独感の減少とあるが、孤独感が減少した結果その人がどうなるのか、適切なサービス利用についても、そのサービスの中身の検証も必要かと思う。

基本方策3のアウトカムについても、市民が神戸市に住み続けたいと感じるとあり、神戸市はよくこの書き方をすると思うが、より良い町にするために取り組んでいるというプ

プロセスを伝えることが重要であり、アンケートをとるときに注意が必要。そして、計画にもプロセスモデルを最低限（数）記載したほうがよい。こういう福祉課題にこのように対応しましたといった記載をするような作りこみが必要。

（委員）私はずっと神戸に住んでいて、住みやすいと思っている。都市部でありながら、海も山もあり、道も綺麗で、サービスも充実している。こうやって専門家や行政がまちづくりに取り組んでいることもわかっている。

議題1と2の中で制度について「知らなかった」と何度か言ったが、関心がなかったわけではないのに、それでも知らなかった。なので、神戸市の広報手段として、市民にはとりあえずわかりやすいものを出すことが必要。ソーシャルインクルージョンが大切なのであれば、とりあえず表に掲げておいたら「それ何？」と興味を持ち、伝わるような気がする。コロナ禍で、高齢者にまでもソーシャルディスタンスが一気に伝わっているから可能ではあると思う。そこで簡単なリーフレットをつかって、さらに深めたい場合はHPに掲載するというイメージ。

議題1の内容だが、将来、介護保険料が上がることから、じゃあどうしたら対策できるのか？といったときに、行政だけではなく、市民ひとりひとりが頑張らないといけないということが伝わらないといけない。身近な人に聞いたらもちろん知っているという程に周知ができればいいと思う。

（委員）みなさんから意見を頂戴し、一歩進んだように思う。市民がこの計画を見たときに実際に行動できるようなものというのがキーワードのように思った。

市民アンケートについても、不安を感じている人の要因を分析していきたい。不安を取り除いた状態が目指すところであるとすれば、そこに向けたことばが出てくると思う。

神戸市らしさである、神戸の先進的な取組みがどう伝わっているか知ることも大事。HP閲覧数についてもご提案いただいたが、高齢者はやはり広報紙を見ている人が多い。このあたりも、誰をターゲットにするかを計画に盛り込んでいくことで、計画の出し方を工夫できるかと思う。

コロナ禍の状況の伝え方もご提案いただいたが、コロナに限らず、非常時にどうするかということを考えていきたい。今回のコロナウイルスでは、非常に短期間で多くの人の意識が変わった。それは、命の危機があるからではあるが、総合計画についても、出し方によって浸透する方法もあるかと思う。特に阪神震災を経験している神戸だからこそ打ち出せるやり方も検証が必要かと思った。

また、計画や施策を知らない人に向けたキーワードづくりも必要。人がどんなことで悩むか、具体的事例のほうがわかるのかもしれない。そうするともっと早い段階でどうしたらいいか気づけるかもしれない。高齢・障がい施策ともに、早い段階で把握できることで、少ない努力で多くの予防ができることかと思う。そのあたりのことを総合計画に落とし込んで

いければ。

居場所づくりについても、人がひとりで生きていくことの難しさを伝え、なんらかの理由で支援等が途切れたときに再度どうつながっていくことを構築する必要がある。

介護保険料なんかはほとんどの人が、1万円近くになることを知らない。しかし金額だけが先行して市民に出てしまうと、そんなに払うのか！？となってしまう。北欧であれば、税の値上げ＝安心とつながっているのだが、日本はそうではないので、そのあたりをどうつなげるかの検討も必要。こういったことを総合的な視点でもって考え良くことが計画には必要。黒部市のように活動がつながっていると見せていく方法も必要だが、なかなか大変であるため、神戸の中でこれは力を入れているよという事業を特化して記載できればいい。

計画については、ことばでとがりを持たせる方法もあるが、特化する事業を盛り込んでいく方法もある。

次のワーキングでは、委員それぞれで伝わりやすい総合計画、それぞれの分野別計画につながる計画を検討し持ち寄っていただければと思う。

閉 会